公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年10月8日

世田谷区

1. 業務概要

- (1) 契約予定件名 世田谷区立学校学校主事業務委託(長期継続契約)
- (2)業務内容
 - ①環境整備業務
 - ②管理修繕保守業務
 - ③校務·庶務的業務
 - ④施設管理業務
 - ⑤学校安全 · 災害対策業務
 - ⑥児童の安全・擁護に関する業務(小学校のみ)
- (3) 履行場所
 - ①世田谷区立太子堂小学校
 - ②世田谷区立京西小学校
 - ③世田谷区立奥沢小学校
 - ④世田谷区立中町小学校
 - ⑤世田谷区立桜丘中学校
 - ⑥世田谷区立松沢中学校
 - (7)世田谷区立桜木中学校
 - ⑧世田谷区立富士中学校
 - ⑨世田谷区立奥沢中学校
 - ⑩世田谷区立八幡中学校
 - ①世田谷区立深沢中学校
 - 迎世田谷区立尾山台中学校
 - (13)世田谷区立千歳中学校
 - 4世田谷区立上祖師谷中学校
 - 15世田谷区立船橋希望中学校
 - ⑩世田谷区立北沢学園中学校(学びの多様化学校)

(4)履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

- ※令和8年3月を履行の準備期間(事前研修等)とするため、契約日は令和8年3月からを予定している。
- ※契約については、令和8年度の予算配当を条件とする。
- ※契約期間中であっても、本契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る 歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除することができ る。

2. 募集区分

上記1(3)に記載した世田谷区立小学校4校・中学校12校(うち新規委託校は小学校3校・中学校1校)について、学校主事業務を委託する法人を募集する。ただし、募集時点で学校ごとに選定を行わず、選定委員会により上位5社を選定後、評価の高い事業者から順に、世田谷区と受託者が協議の上、委託校を決定する。委託校数については、評価1位の事業者は上限を8校、下限を6校とし、2位以下の事業者は下表のとおりとする。ただし、上位5位以内の事業者において、区の定める基準点を下回る場合は、選定しないこととする。

1位の受託校数	8の場合	7の場合	6の場合
2位の受託校数	4	4	4
3位の受託校数	2	3	3
4位の受託校数	1	1	2
5位の受託校数	1	1	1

なお、1位で選定された事業者は、最低6校受託となることに留意すること。 また、1位の事業者は新規委託校1校以上を受託すること。2位から4位の事業者は新規委託校が残っている場合には1校以上を受託すること。

3. 応募資格

次のすべての要件を満たす法人であること。

- (1) 東京都内に本社または支店等を設置している法人であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 次の事項に該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ②同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ③世田谷区から現に指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく 民事再生手続き開始申立てがなされていないこと。
- (5) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月28日 23世経 理第709号)に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 地方自治体において、令和5年度から令和7年度の3年間に、学校用務業務を2 年以上受託していること。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (8) 世田谷区立学校学校主事業務委託業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

4. 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

- 5. 提案書を特定するための評価基準
- (1) 学校主事業務に対する基本的な考え方
- (2) 業務実施体制
- (3) 作業員についての基本的な考え方
- (4) 学校主事業務の安全対策や苦情対応、災害対策及び非常時対応等
- (5) 個人情報管理
- (6) 事業者からの提言・提案
- (7)業務実績
- (8) 見積金額の妥当性
- (9)経営状況
- (10) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現の可能性 ※一次審査により選定した事業者のみ適用
- 6. 選定委員会

委託先の候補者を選定するため、「世田谷区立学校学校主事業務委託業者選定委員 会設置要綱」により選定委員会を設置し、審査する。

○選定委員会の構成員

選定委員長 学校教育部長 秋山 武徳 選定委員 教育総務課長 山本 久美子

 教育環境課長
 高野
 明

 学務課長
 近藤
 成治

 太子堂小学校長
 廣瀬
 維謙

 京西小学校長
 大島
 出

 中町小学校長
 菅原
 展生

 松沢中学校長
 大塚
 洋一

 学校職員課長
 本田
 博昭

7. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区学校教育部学校職員課職員係 (世田谷区役所東棟6階602番窓口) 電話03-5432-2672 ファクシミリ03-5432-3025

- (2) 募集要領の配布期間、場所及び方法
 - ①配布期間 令和7年10月8日(水)~10月20日(月)
 - ②場所及び方法 上記7(1)の窓口で配布(窓口配布については土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時)または世田谷区ホームページ

(<u>区政情報</u>→<u>契約・入札情報</u>→<u>発注情報</u>→現在実施中のプロポーザル情報) でダウンロード

※希望者に無償配布する。

- (3) 参加表明書の提出期間並びに場所及び方法
 - ①提出期間 令和7年10月8日(水)~10月20日(月)

- 土・日曜日、祝日を除く、午前9時~午後5時
 - ※参加表明書を提出した事業者について参加資格の確認を行い、 招請通知を発送する。
- ②提出先 上記7(1)に同じ
- ③提出方法 持参または郵送(書留郵便のみ)
- (4) 提案書等の提出並びに場所及び方法
 - ①提出期間 招請通知受領日~11月14日(金) ※土・日曜日、祝日を除く、午前9時~午後5時
 - ②提出先 上記7(1)に同じ
 - ③提出方法 持参または郵送(書留郵便のみ)

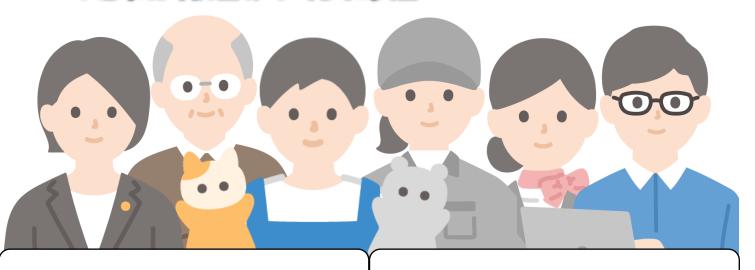
※提案書等は電子メールにて電子データも提出すること。 (提出先メールアドレスは招請通知にて記載する。)

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との 随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための窓口 上記7(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに 提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 本件に関して区から入手した資料や情報等は、区の許可なく公表又は転載、引用等を行ってはならない。
- (8) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- (9) 詳細は募集要領による。
- (10) プロポーザル実施過程において、直接委託対象校へ連絡をしたり、委託対象校を 訪問(校内に立ち入るなど)したり、職員や保護者等に話を聞くなどしてはなら ない。
- (11) 区との契約では単年度で予定価格 2, 0 0 0 万円以上の業務委託契約は、世田谷 区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には

「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,460_円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、対象案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定(不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く)

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話:03-5432-2145~2152・2173・2435

FAX: 03-5432-3046

世田谷区 公契約条例



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票		
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約		
教育総務課	教育委員会の契約のうち予定価格が		
(世田谷区役所東棟6階604番窓口)	2千万円未満の契約		

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通して その旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただ くことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額(1時間あたり)

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	3, 177円	さく岩エ	4, 208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽 作 業 員	1,966円	トンネル作業員	3, 294円	はっりエ	3, 199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防 水 工	3,836円
法 面 工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板 金 工	3,634円
とびエ	3, 496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイルエ	2,880円
石 エ	3, 485円	橋りょう世話役	4,314円	サ ッ シ エ	3, 411円
ブロックエ	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3, 464円	高級船員	4,059円	内 装 工	3,507円
鉄 筋 工	3, 464円	普通船員	3,273円	ガラスエ	3, 358円
鉄 骨 工	3, 145円	潜水士	5,302円	ダ ク ト エ	3, 145円
塗 装 工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保 温 工	2, 944円
溶 接 工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設 備 機 械 工	2, 975円
運転手(特殊)	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員 A	2, 147円
運転手(一般)	2,699円	軌 道 工	6,099円	交通誘導員 B	1,870円
潜かん工	3,932円	型 わ く エ	3, 369円	上記以外の職種	1,460円
潜かん世話役	4,707円	大 エ	3,230円		

[※]上記の金額は熟練労働者に適用されます。

[※]上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。